

配偶者暴力に関する相談支援機能の充実について

1 経緯

本区では、これまでも女性を中心に配偶者暴力に関する相談支援を実施してきた。

また、配偶者暴力防止法に基づいて、配偶者暴力相談支援センター機能の整備について基本構想実施計画や男女平等参画推進計画に盛り込んでいるところである。

今回、配偶者暴力相談支援センターを設置し、新たな業務内容を付加することで、相談支援に係る関係機関との連携の充実を図っていく。

2 名称等

名称:文京区配偶者暴力相談支援センター

所管:福祉部生活福祉課

DV相談専用電話:03-5803-1945

3 業務内容

- (1)身近な相談窓口の設置
- (2)緊急時における安全の確保
- (3)地域生活における関係機関との連絡調整
- (4)継続的な自立支援
- (5)相談事実等証明書の発行(新規)

4 開設年月日

平成31年4月1日

5 周知方法

区報ぶんきょう、ホームページ、パンフレット